

令和元年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
1	R1.5.23	R1.6.6	(1) 不健全図書 of 指定のために購入した図書類の購入履歴 (2) ホームページを変更した経緯を示す資料	90		1		1				1				1					別紙1のとおり	都民安全推進本部総合推進部 若年支援課
2	R1.5.24	R1.6.7	平成30年度の東京都青少年の健全な育成に関する条例の運用に係る図書類の購入一覧及び領収書ごとの精算内訳書	###		1						1	1	1		1					別紙2のとおり	都民安全推進本部総合推進部 若年支援課
3	R1.6.13	R1.6.27	(1) アクセルとブレーキの踏み間違い防止等の自動車事故防止装置の補助制度と補助割合について、都として意思決定がされた経過がわかる全ての文書。 (2) アクセルとブレーキの踏み間違い防止等の自動車事故防止装置の補助制度と補助割合について、都が報道関係者に説明した資料。 (3) アクセルとブレーキの踏み間違い防止等の自動車事故防止装置の補助制度の内容についての起案書及び原義。 (4) アクセルとブレーキの踏み間違い防止等の自動車事故防止装置の補助制度と補助割合について、知事及び政策企画局、都民安全推進本部が所持している上記3項目以外のすべての文書。	0												1	1				別紙3のとおり	都民安全推進本部総合推進部 総務課

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠及び当該規定を適用する理由

該当箇所	開示しない部分	根拠 (東京都情報 公開条例)	適用する理由
東京都青少年健全育成条例に定める不健全図書等の指定のために購入した図書等の購入履歴 平成28年度～30年度			
全ページ	不健全図書類以外の図書等の誌名、巻	第7条第3号	不健全図書等の指定に至らなかった図書等は、指定基準に該当する可能性があるものと推認し調査購入の対象となったものである。 公開することで、当該図書等が一律に不健全図書等指定相当又はそれに極めて近いものであると認識され、出版社の社会的評価が不当に悪化したり、当該出版社にとって予想しえない負担を強いられる。
		第7条第6号	公開することで、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等が青少年の目に触れ、また、これらを容易に購入等することができない環境を整備するという青少年健全育成条例の趣旨に反し、これらの図書等に関心が集まり、青少年の性的好奇心等を喚起し、閲覧、購入を助長する。
	図書等を購入した店舗名	第7条第3号	公開することにより、当該書店等が不健全図書等の指定事務に係る調査購入の対象となった図書等を容易に購入し得る書店等である印象を与え、書店等の事業運営上の地位、社会的な地位が損なわれる。
		第7条第6号	公開することにより、当該書店等が不健全図書等の指定事務に係る調査購入の対象となった図書等を容易に購入し得る書店等であると認識され、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等の青少年の閲覧・購入行為の助長につながる。 また、都が書店等の事業運営上の地位、社会的な地位を損なったことにより、都職員の立入調査や青少年健全育成協力員の調査に対する協力が得られなくなるなど、事務運営の円滑な遂行に支障を及ぼす。

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠及び当該規定を適用する理由

該当箇所	開示しない部分	根拠 (東京都情報 公開条例)	適用する理由
平成30年度の東京都青少年の健全な育成に関する条例の運用に係る図書類の購入一覧及び領収書ごとの精算内訳書			
全ページ	不健全図書類以外の図書類の誌名、巻	第7条第3号	不健全図書類の指定に至らなかった図書類は、指定基準に該当する可能性があるものと推認し調査購入の対象となったものである。 公開することで、当該図書類が一律に不健全図書類指定相当又はそれに極めて近いものであると認識され、出版社の社会的評価が不当に悪化したり、当該出版社にとって予想しえない負担を強いられる。
		第7条第6号	公開することで、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類が青少年の目に触れ、また、これらを容易に購入等することができない環境を整備するという青少年健全育成条例の趣旨に反し、これらの図書類に関心が集まり、青少年の性的好奇心等を喚起し、閲覧、購入を助長する。
	図書類を購入した店舗名	第7条第3号	公開することにより、当該書店等が不健全図書類の指定事務に係る調査購入の対象となった図書類を容易に購入し得る書店等である印象を与え、書店等の事業運営上の地位、社会的な地位が損なわれる。
		第7条第6号	公開することにより、当該書店等が不健全図書類の指定事務に係る調査購入の対象となった図書類を容易に購入し得る書店等であると認識され、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類の青少年の閲覧・購入行為の助長につながる。 また、都が書店等の事業運営上の地位、社会的な地位を損なったことにより、都職員の立入調査や青少年健全育成協力員の調査に対する協力が得られなくなるなど、事務運営の円滑な遂行に支障を及ぼす。
購入図書類 内訳書	領収書(証)に記載されている従業員氏名及び領収印にある従業員名	第7条第2号	領収書に記載されている従業員氏名及び領収印にある従業員名は個人情報にあたるため。
	領収書(証)に押印された、個人及び法人の印	第7条第4号	個人及び法人の印影については、公にすることにより犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。
	不健全図書類以外の図書類の発行日、雑誌コード、ISBNコード	第7条第3号	不健全図書類に指定されていない図書類名等を公開することにより、当該図書類が不健全図書類の指定の疑いがあると判断され、出版社に不利益を生じさせる。
		第7条第6号	不健全図書類名以外の図書類名等を公開することにより、不健全図書類の指定に関する業務の効果的な遂行を不当に阻害するおそれがある。
	図書類を購入した店舗名が認識できる支店名、住所、電話番号、FAX番号、ホームページのURL、メールアドレス、バーコード、QRコード、ロゴ、広告、担当者・店舗コード・レジコード	第7条第3号	図書類を購入した店舗を公開することにより、当該店舗に不健全図書類と思慮される内容の図書類が区分されずに販売されていると判断され、書店等に不利益を生じさせる。 (東京都情報公開条例第7条3号)
		第7条第6号	公開することにより、当該書店等が不健全図書類の指定事務に係る調査購入の対象となった図書類を容易に購入し得る書店等であると認識され、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類の青少年の閲覧・購入行為の助長につながる。 また、都が書店等の事業運営上の地位、社会的な地位を損なったことにより、都職員の立入調査や青少年健全育成協力員の調査に対する協力が得られなくなるなど、事務運営の円滑な遂行に支障を及ぼす。

開示しないこととする根拠及び当該規定を適用する理由

【対象となる文書】

アクセルとブレーキの踏み間違い防止等の自動車事故防止装置の補助制度と補助割合について、意思決定の経過がわかる全ての文書

【根拠規定】

東京都情報公開条例第7条5号

東京都情報公開条例第7条6号

【適用理由】

アクセルとブレーキの踏み間違い防止等の自動車事故防止装置の補助制度と補助割合について、意思決定の経過がわかる全ての文書のなかには、当該補助制度の検討過程に係る文書及び答弁に関する検討過程に係る文書が存在する。

前者については、検討過程の情報を公にすること又は公にすることを前提とすることにより、議論の形骸化や不当な圧力を招き、補助制度の検討に必要な率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、未確定の情報が公になることで、関連製品を取り扱う事業者など特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件対象公文書は東京都情報公開条例第7条5号に該当する。

さらに、制度検討過程終了後においても、成立した補助制度等と異なる検討過程の詳細を公にすることで、それが公的見解であると誤解を招き、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件対象公文書は東京都情報公開条例第7条第6号にも該当するため、非開示とするものである。

後者については、答弁案は検討過程の未確定な情報であり、それが実際の答弁及び後に公表される会議録とは異なる場合、答弁案が都の公的見解であると誤解を招き、その結果、当該答弁案の内容に係る事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、実施機関は、議長に通告された質問要旨や、質問議員との間で行われる質問要旨の確認等を踏まえて質問事項を作成しており、この質問事項を基に答弁内容を調整するという答弁案の作成過程に鑑みると、本件対象公文書を公にすることとなると、信頼関係に基づいて質問要旨の確認等に応じた議員からの実施機関に対する信頼を損なうおそれがある。その結果、答弁案の作成事務に支障が生じるほか、今後の都議会における質疑応答などの円滑な議事進行ができなくなるなど、議会運営事務に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件対象公文書は条例7条6号に該当するため、非開示とするものである。